

各都道府県知事
各都道府県企業管理者
各指定都市市長
各指定都市企業管理者
各市区町村長
各市区町村企業管理者
関係一部事務組合組合長・企業団企業長

殿

総務省自治財政局長
(公印省略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による地方公営企業法の改正について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和8年法律第27号。以下「第16次地方分権一括法」という。）が本日公布され、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の一部が改正されたところです。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 改正事項

地方公営企業の業務の状況を説明する書類の地方公共団体の長への提出及び当該地方公共団体の長による公表について、その回数を毎事業年度少なくとも2回以上から1回以上とするとされたこと。（法第40条の2第1項関係）

第二 施行日

令和9年4月1日（第16次地方分権一括法附則第1条第4号関係）

第三 留意事項

- 1 地方公営企業の業務の状況を説明する書類の地方公共団体の長への提出及び当該地方公共団体の長による公表については、条例で定めるところにより行うこととされており、条例の改正が必要な場合は適切に対応されたいこと。
- 2 業務の状況の公表については、住民が、当該地方公営企業の業務の状況を的確に把握できるようにすることが重要であり、以下の点に留意し、各地方公共団体

において適切に対応いただきたいこと。

- ① 各地方公共団体のホームページに掲載することを原則とするなど、住民が、いつでも、どこからでも地方公営企業に係る業務の状況に関する情報にアクセスできる環境を整備すること
- ② 住民にわかりやすく情報が伝わるよう、公表する資料に工夫を凝らすとともに、当該事業年度の予算や決算、資金不足比率等の指標、経営比較分析表、財政状況資料集等の公表資料が相互にアクセスできるようにするなど公営企業の経営に関する事項を体系的に整理すること
- ③ 業務の状況の公表は、財政状況の公表（地方自治法第243条の3第1項）と一体的に行うことが適当であるため、これらは同時に行うようにすることが適当であること

(連絡先)

総務省 自治財政局 公営企業課 制度係

電話：03-5253-5634

E-mail：koueikigyou@soumu.go.jp